

○ 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案 (昭和四十年政令第三百二十一号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(金融商品債務引受業の対象取引)

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデリバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

(金融商品債務引受業の対象取引)

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデリバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

四 証券投資信託 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、その受益証券が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨を

同法第四条第一項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。)の設定 (追加設定を含む。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。)、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等 (第一条の十第一号に規定する上場有価証券等をいい、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。)との交換に係る受益証券又は金銭等 (金

四 証券投資信託 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、その受益証券が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨を同法第四条第一項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。)の設定 (追加設定を含む。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。)、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等 (第一条の十第一号に規定する上場有価証券等をいい、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。)との交換に係る受益証券又は金銭等 (金

錢又は上場有価証券等をいう。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。) の授受

五
(略)

ものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。) との交換に係る受益証券又は金銭等()
錢又は上場有価証券等をいう。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。) の授受

五
(略)